

いじめ防止基本方針

二本松市立小浜小学校

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

＜いじめの定義＞

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

いじめ防止対策推進法に基づく国の基本方針、及び二本松市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

- (1) いじめをしない、させない、見逃さないという雰囲気をつくる。
- (2) 未然防止を図るため、お互いの人権を尊重し心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせるとともに、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のための様々な手段を講じ、早期対応のために当該児童の安全を保障するとともに適切で毅然とした指導を行う。
- (4) 保護者や地域そして関係機関と連携を深め、協力して問題に対応する。
- (5) 特に配慮が必要な児童として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 発達障がいを含む障がいのある児童
 - イ 海外からの帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に関わる児童
 - エ 東日本大震災により被災した児童、又は原子力発電所事故により避難している児童

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 学校目標である「自ら学び、たくましく生き抜く子ども」に基づき、互いに認め合い、励まし合い、協力し合いながら、自己の目標に向かって努力する児童を育成するために全教職員で全力で取り組む。
- (2) 一人一人を大切にしたい楽しい授業・分かる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- (3) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係やコミュニケーション能力の素地を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (4) 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図るとともに、いじめ防止の重要性について啓発を図る。
- (5) 児童による積極的ないじめ防止、解消に向けた取組を主体的に行う。

3 いじめの積極的認知・早期対応に向けての取組

- (1) いじめの早期発見のために
 - ① 「いじめはどの学校にでも、どの児童にも起こりうるものである。」、また「いじめは表面化せず『見えない、見とれない』もの」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けることが必要である。さらに、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努めることが必要である。
 - ・ 交友関係の変化
 - ・ 体調の変化や表情の変化
 - ・ 服装の乱れや言葉遣いの変化
 - ・ 欠席状況、遅刻・早退の状況

- ・ 持ち物の紛失や持ち物の変化
 - ・ 落書きの有無やメモ帳等の使用状況
 - ・ 金銭の使い方
 - ・ 保健室への訪問回数など
- ② おかしいと感じた児童がいた場合には、ブロック、生徒指導委員会及び生徒指導協議会等において気づいたことを共有し、より大勢の目で該当児童を見守る。
- ③ 児童の様子に変化が見られる場合には、積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。対応すべき問題がある場合には、担任や学年等で教育相談を行い、悩みや困っていること等を聞いて把握に努める。
- ④ 児童の悩みや人間関係を把握するとともにいじめを早期発見するために、定期的に調査を実施し、指導にあたる。
- ・ 学校生活アンケート 年 3 回
 - ・ 児童教育相談 年 1 回
 - ・ Q-U 年 1 回
- ⑤ 電話相談窓口（ふくしま 24 時間子ども SOS、ダイヤル SOS 等）の積極的な周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。

（2）いじめの早期対応のために

- ① いじめ問題を認知したときは、学級担任だけが抱え込むことなく、校長以下すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の対応にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実関係を確認した上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 観衆、傍観者の立場にいる児童にも、いじめと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して対応にあたる。
- ⑤ いじめられた児童、及びいじめた児童の心の内面に働きかけたり、保護者・関係機関の協力を得たりするため、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携を図る。
- ⑥ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。
- A いじめに関わる行為が止んでいること。（被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも 3 か月を目安に相当の期間継続していること。）
 - B 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。）

（3）家庭・地域との連携

- ① 子どもとしっかりと向き合い、自分の子どもに関心をもち、子どもの寂しさやストレス等に気付くことができるよう啓発する。子どものがんばりを認めて褒めたり、だめなときははっきりと叱ったりすることを意識させる。
- ・ 学級、学年懇談会での情報交換
 - ・ 個別懇談
 - ・ 学校行事や学年行事
 - ・ PTA 集会等
- ② 子どもたちへの積極的な挨拶や声かけを依頼する。また、子どもの表情や変化、行動で気付いた点を学校に知らせるよう働きかける。
- ③ 学年懇談会時に、PTA 教養委員会主催の「共に考える会」を行い、保護者が情報モラルに関する動画視聴などを通して、情報機器（インターネットや携帯電話等）の使用における利便性や危険性についてしっかりと理解し、適切に教えることができるよう啓発に努める。
- ④ いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係等について情報を収集して指導に生かす。決して学校内だけで問題対応をするようなことはしない。

(4) 児童が主体的に取り組む活動

- ① 児童会が中心となり、「あいさつ運動」に取り組むことで、児童同士、児童と教職員がコミュニケーションをとり、豊かな人間関係を構築し、いじめの未然防止を図る。
- ② 代表委員会が「いじめをなくそうキャンペーン」を行い、いじめ防止標語をクラスごとに決めてもらい教室や昇降口に掲示するなどして、いじめを決して行わないという意識を高めていく。

4 いじめ防止等の対策のための校内組織

(1) 生徒指導協議会：年5回（全職員）

- いじめの前兆となる児童の情報の共有、及び学級集団の理解、または組織的な対応及び指導方針について協議し、共通理解を図る。

(2) 生徒指導委員会：随時（生徒指導主事、教育相談員、養護教諭、該当学年担任 等）

- 問題を抱えている児童についての現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 学校いじめ防止等対策委員会（校長、教頭、教務主任、ブロック主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、PTA役員、学校運営協議会委員他）

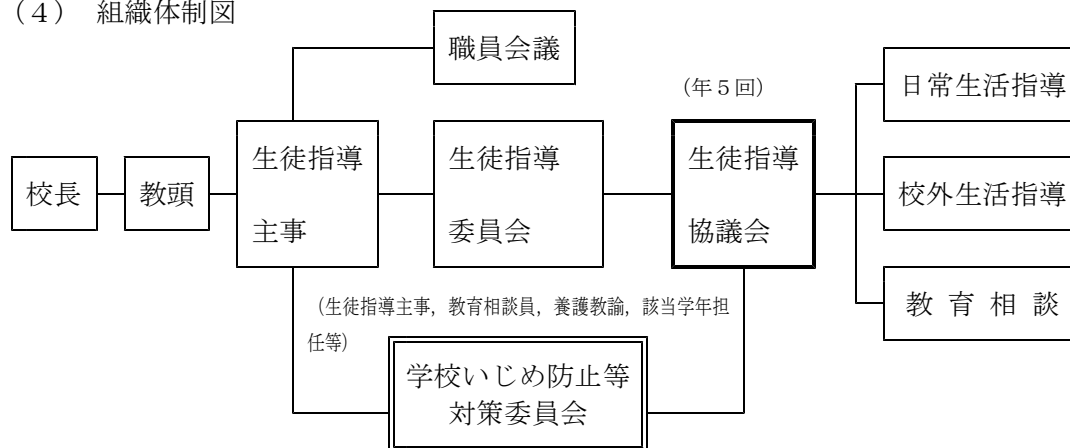
- 役割について

- ① 学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口とする。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有、分析を行う。

- 実施について

- ・ 学校運営協議会と同時開催（年3回）とする。また、いじめの疑いに関わる情報があった時には必要に応じて緊急会議を開催する。その際は、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(4) 組織体制図



(校長、教頭、教務主任、ブロック主任、生徒指導主事、該当学級担任、養護教諭、PTA役員、学校運営協議会委員等)

5 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ① 重大事態が発生した場合は、教育委員会の指導の下、「学校いじめ防止等対策委員会」等

を設置し、事実関係を調査する。

- ② 「学校いじめ防止等対策委員会」の指示の下、全校児童及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、結果を教育委員会に速やかに提出する。
- ③ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係について真摯に説明する。

6 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめによる重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

7 保護者への連絡と支援・助言

- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援やいじめを行った児童への指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

8 年間計画

4月	○第1回生徒指導協議会 ・いじめ防止基本方針についての共通理解 ・小浜っ子の一日 ・生活行動確認 ・下校指導割り当て ・生徒指導上配慮を要する児童についての共通理解 ・連休の過ごし方 ○居所確認（～5月）
5月	○第1回学校生活アンケート（アンケート結果の分析・共有） ○Q-U（結果の分析） ○第1回学校運営協議会（学校いじめ防止等対策委員会）
7月	○第2回生徒指導協議会 ・夏休みの過ごし方について・学警連報告 ・1学期の反省
8月	○第3回生徒指導協議会 ・長期休業明の生活状況確認
9月	○第2回学校運営協議会（学校いじめ防止等対策委員会）
10月	○第2回学校生活アンケート（アンケート結果の分析・共有）
11月	○教育相談
12月	○個別懇談 ○第4回生徒指導協議会 ・冬休みの過ごし方について ・学警連報告 ・2学期の反省
1月	○第5回生徒指導協議会 ・長期休業明の生活状況確認
2月	○第3回学校生活アンケート（アンケート結果の分析・共有） ○第3回学校運営協議会（学校いじめ防止等対策委員会） ○3学期及び年間の反省と次年度の計画について

9 学校評価の実施

- いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する適切な対応を行うために、いじめ問題への取組等について、学年懇談会や学校運営協議会において説明し、保護者や学校運営協議会委員等の意見をうかがい、適正に自校の取組を評価する。